

### 3. 社会的状況

#### (1) 地域の社会的状況に係る項目

##### ア 人口及び産業の状況

##### (ア) 人口

札幌市及び南区、真駒内及び芸術の森地区、また豊平区における人口及び世帯数の推移<sup>82)</sup><sup>83)</sup>を、表3-3-1-1及び図3-3-1-1に示す。

札幌市及び豊平区の人口及び世帯数はいずれも増加しているが、南区、真駒内及び芸術の森地区（芸術の森地区の世帯数を除く）では減少している。

表 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移<sup>82)</sup><sup>83)</sup>

年度		各年 10月1日現在			
		平成 17 年		平成 22 年	
地区		人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
札幌市全体		1,880,863	837,367	1,913,545	885,848
南 区		153,021	64,120	146,341	62,776
	真駒内	28,585	12,566	26,509	11,925
	芸術の森地区	10,940	3,787	10,772	3,896
豊平区		209,428	101,340	212,118	107,179

注1:真駒内は、真駒内曙町1～4丁目、真駒内上町1～5丁目、真駒内緑町1～4丁目、真駒内幸町1～3丁目、真駒内泉町1～4丁目、真駒内南町1～7丁目、真駒内本町1～7丁目、真駒内柏丘1～12丁目、真駒内東町1～2丁目、真駒内公園、真駒内(番地)である。

注2:芸術の森地区は、滝野(番地)、常盤(番地)、石山東1～7丁目、常盤1条1～2丁目、常盤2条1～3丁目、常盤3条1～2丁目、常盤4条1～2丁目、常盤5条1～2丁目、常盤6条1～2丁目、芸術の森1～3丁目、真駒内(番地)、石山(番地)である。

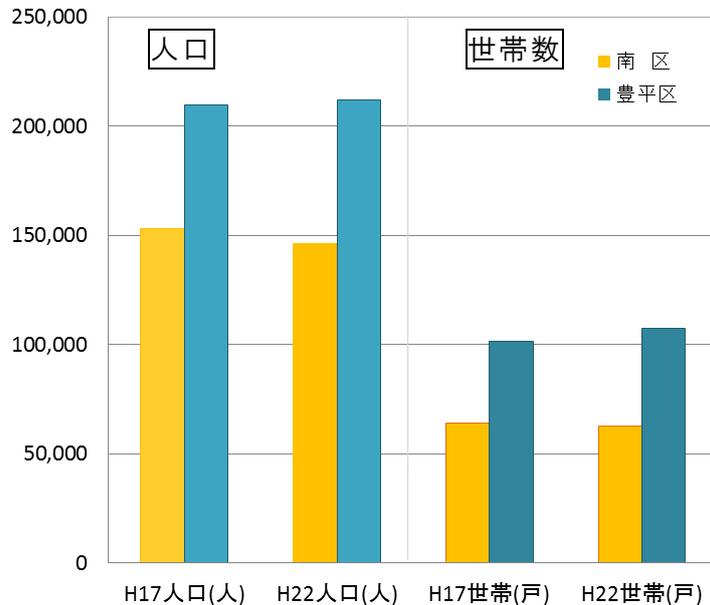


図 3-3-1-1 人口及び世帯数の推移<sup>82)</sup>

82) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年 3 月)

83) 札幌市市長政策室ホームページ「国勢調査 小地域集計結果」(平成 17 年, 平成 22 年)

(イ) 産業構造及び推移

札幌市、南区真駒内及び芸術の森地区、また豊平区における産業別就業者数の推移<sup>82)</sup><sup>83)</sup>を、表3-3-1-2及び図3-3-1-2に示す。

札幌市・南区・真駒内・芸術の森地区・豊平区ともに、第3次産業の占める割合が8割程度と最も高い状況である。ただし、分類不能の割合が増えているのは全国的な傾向で、副業やフリーターの影響と考えられている。

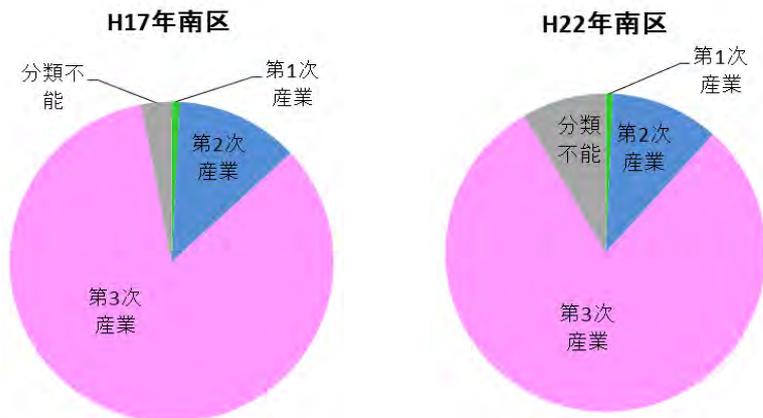
82) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 平成25年版」(平成26年3月)

83) 札幌市市長政策室ホームページ「国勢調査 小地域集計結果」(平成17年,平成22年)

表 3-3-1-2 産業別就業者数の推移 <sup>82)</sup> <sup>83)</sup>

各年 10 月 1 日現在

対象区	産業区分	平成 17 年		平成 22 年			
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)		
札幌市全体	第 1 次産業	3,552	0.4	3,534	0.4		
	第 2 次産業	134,016	15.9	118,904	13.8		
	第 3 次産業	675,745	80.4	658,853	76.5		
	分類不能	27,319	3.3	79,746	9.3		
	合計	840,632	100.0	861,037	100.0		
	南 区	第 1 次産業	539	0.8	474	0.7	
		第 2 次産業	8,236	12.3	6,955	10.9	
		第 3 次産業	55,983	83.8	50,950	79.9	
		分類不能	2,019	3.0	5,413	8.5	
		合計	66,777	100.0	63,792	100.0	
		真駒内	第 1 次産業	29	0.2	37	0.3
			第 2 次産業	920	7.1	779	6.8
			第 3 次産業	11,739	90.5	9,948	86.2
			分類不能	279	2.2	773	6.7
			合計	12,967	100.00	11,537	100.00
	芸術の森地区	第 1 次産業	59	1.2	45	1.0	
		第 2 次産業	656	13.7	622	13.2	
		第 3 次産業	3,870	81.1	3,728	79.5	
		分類不能	189	4.0	294	6.3	
		合計	4,774	100.0	4,689	100.0	
豊平区	第 1 次産業	315	0.3	249	0.3		
	第 2 次産業	12,282	12.8	11,051	11.2		
	第 3 次産業	80,040	83.4	76,916	78.2		
	分類不能	3,284	3.4	10,171	10.3		
	合計	95,921	100.0	98,387	100.0		

図 3-3-1-2 産業別就業者数の推移 <sup>82)</sup>

82) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年 3 月)

83) 札幌市市長政策室ホームページ「国勢調査 小地域集計結果」(平成 17 年, 平成 22 年)

## イ 土地利用の状況

## (ア) 行政区画

事業実施区域は図 3-3-1-3 のとおり、札幌市南区真駒内（番地）に位置している<sup>84)</sup>。

また、事業実施区域の周辺には表 3-3-1-3 及び図 3-3-1-3 のとおり、13 町内会とその連合体である芸術の森地区連合会有る。

事業実施区域は、真駒内駒岡町内会に位置している<sup>85) 86)</sup>。

表 3-3-1-3 事業実施区域及びその周辺における町内会<sup>85)</sup>

平成 26 年 1 月 1 日現在

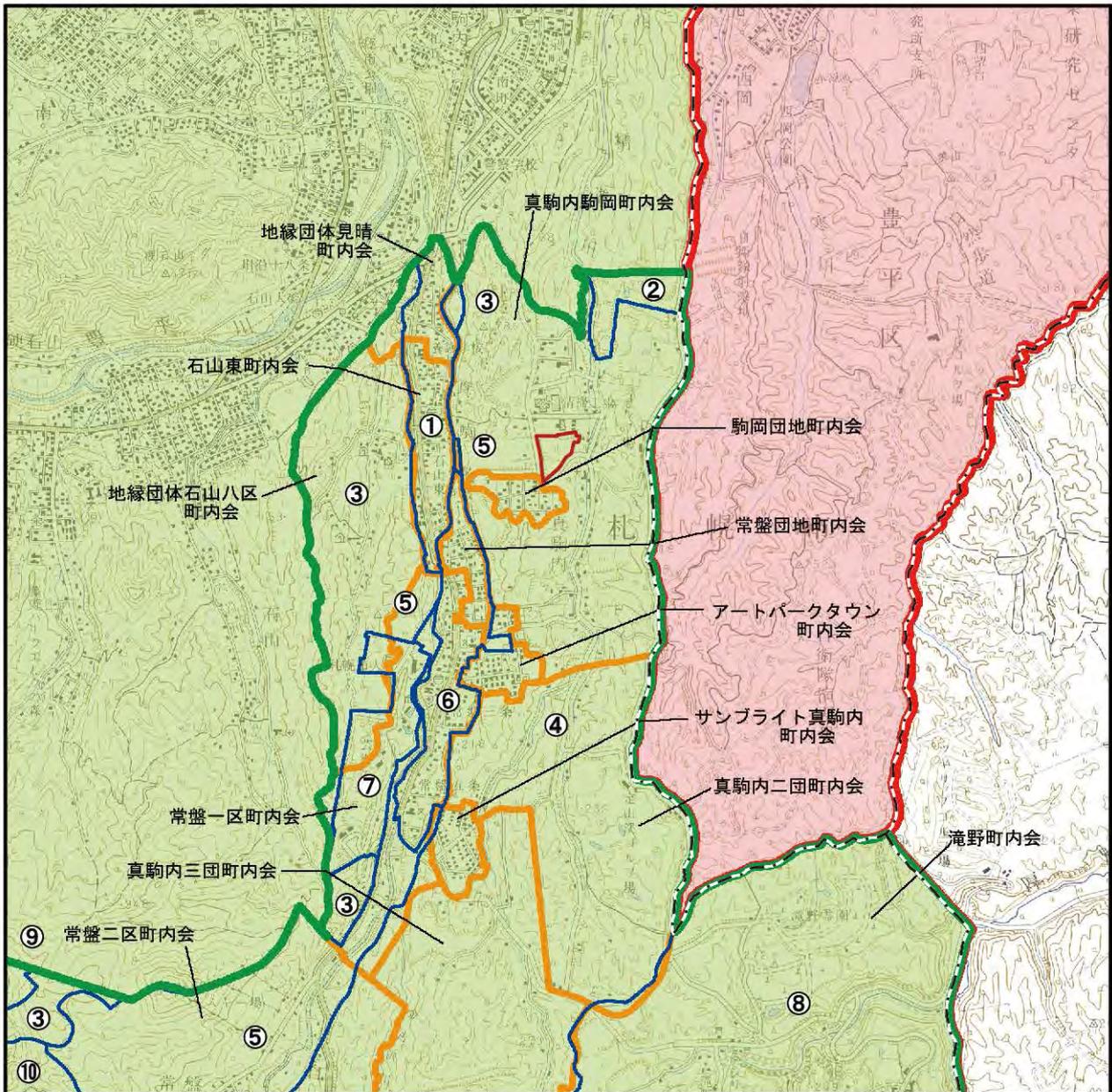
町内会名	加入世帯数 (世帯)	班 数 (班)
地縁団体見晴町内会	303	13
石山東町内会	625	28
地縁団体石山八区町内会	37	5
常盤団地町内会	487	19
常盤一区町内会	693	20
アートパークタウン町内会	515	30
サンブライツ真駒内町内会	429	21
常盤二区町内会	32	3
滝野町内会	30	3
真駒内三団町内会	14	3
真駒内二団町内会	9	1
真駒内駒岡町内会	70	6
駒岡団地町内会	103	8
合計 (芸術の森地区連合会)	3,352	160

84) 札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(平成 25 年 10 月)

85) 札幌市市民まちづくり局市民自治推進室

「町内会・自治会世帯数調査表(連合町内会別)(南区芸術の森地区連合会)」

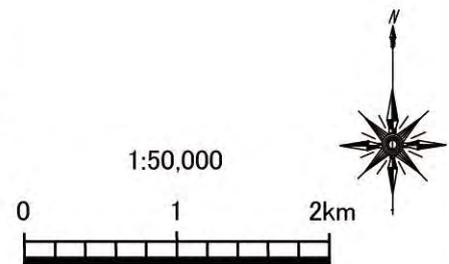
86) 札幌市南区市民部「芸術の森地区 安心・安全マップ」(平成 25 年 3 月)



凡 例			
	事業実施区域		
	区界		
	区界範囲		
	町会範囲		
	芸術の森地区連合会範囲		
	町内会範囲		
	札幌市南区		
	札幌市豊平区		
	札幌市清田区		
①	南区石山東(丁目)	⑥	南区常盤(条丁目)
②	南区澄川(番地)	⑦	南区芸術の森(条丁目)
③	南区石山(番地)	⑧	南区滝野
④	南区真駒内(番地)	⑨	南区藤野(番地)
⑤	南区常盤(番地)	⑩	南区簾舞(番地)

図 3-3-1-3  
行政区画及び町内会の状況

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(石山)を使用したものである



出典：札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(平成 25 年 10 月)  
札幌市南区市民部「芸術の森地区 安心・安全マップ」(平成 25 年 3 月)

(イ) 現況土地利用

a 現況土地利用状況

札幌市全体における地目別土地利用面積を、表 3-3-1-4 及び図 3-3-1-4 に示す<sup>87)</sup>。

札幌市は大都市であるが、南西部に山林が多いために山林の割合が 57%と高く、次いで宅地が 13%となっている。

87) 北海道総合政策部「北海道統計書 平成 27 年」(平成 27 年 3 月)

表 3-3-1-4 地目別土地利用面積<sup>87)</sup>

地目別面積：平成25年 1月1日現在  
 総面積：平成25年10月1日現在

区分	札幌市全体	
	面積(km <sup>2</sup> )	割合(%)
田	1.25	0.11
畑	39.99	3.57
宅地	146.12	13.03
鉱泉地	0.00	0.00
池沼	0.05	0.00
山林	640.24	57.11
牧場	0.55	0.05
原野	50.19	4.48
雑種地	84.70	7.55
その他	158.04	14.10
総面積	1,121.12	100.00

- 注1：地目別面積は、1月1日現在のため、総面積とは一致しないことがある。  
 注2：「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。  
 注3：「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

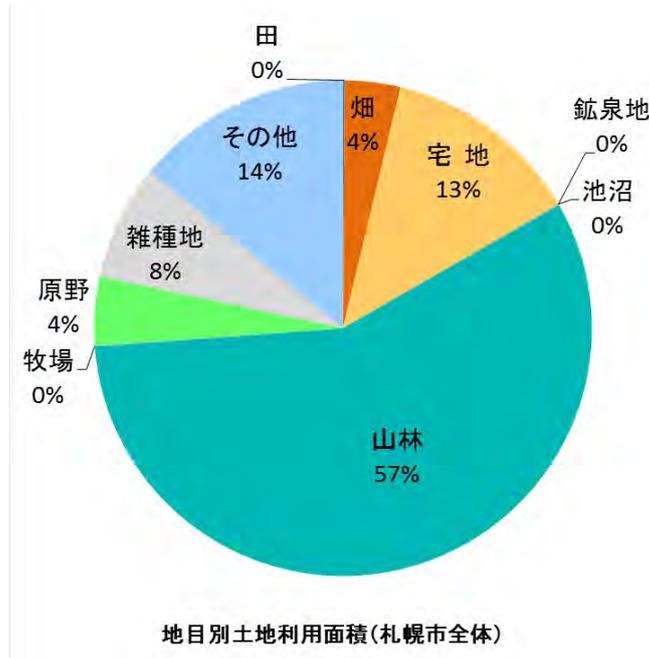


図 3-3-1-4 地目別土地利用面積<sup>87)</sup>

87) 北海道総合政策部「北海道統計書 平成27年」(平成27年3月)

b 都市計画法上の地区計画等の状況

札幌市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3-3-1-5 に示す<sup>88)</sup>。

事業実施区域は市街化調整区域に位置しており<sup>89)</sup>、周辺地域の用途地域の指定状況を図 3-3-1-5 に示す。

事業実施区域周辺の地区計画では、表 3-3-1-6 のとおり真駒内駒岡団地を低層戸建住宅地区に定めている<sup>90)</sup>。

表 3-3-1-5 都市計画区域及び用途地域の指定状況<sup>88)</sup>

平成26年8月12日現在

用途地域の種類		札幌市全体		
		面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)	
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	8,189	32.73
		第2種低層住居専用地域	474	1.89
		第1種中高層住居専用地域	1,396	5.58
		第2種中高層住居専用地域	2,835	11.33
		第1種住居地域	4,252	17.00
		第2種住居地域	388	1.55
		準住居地域	1,157	4.62
		近隣商業地域	2,624	10.49
		商業地域	829	3.31
		準工業地域	2,264	9.05
		工業地域	371	1.48
		工業専用地域	238	0.95
	合計		25,017	44.05
市街化調整区域		31,778	55.95	
総面積		56,795	100.00	

表 3-3-1-6 地区計画の決定状況<sup>90)</sup>

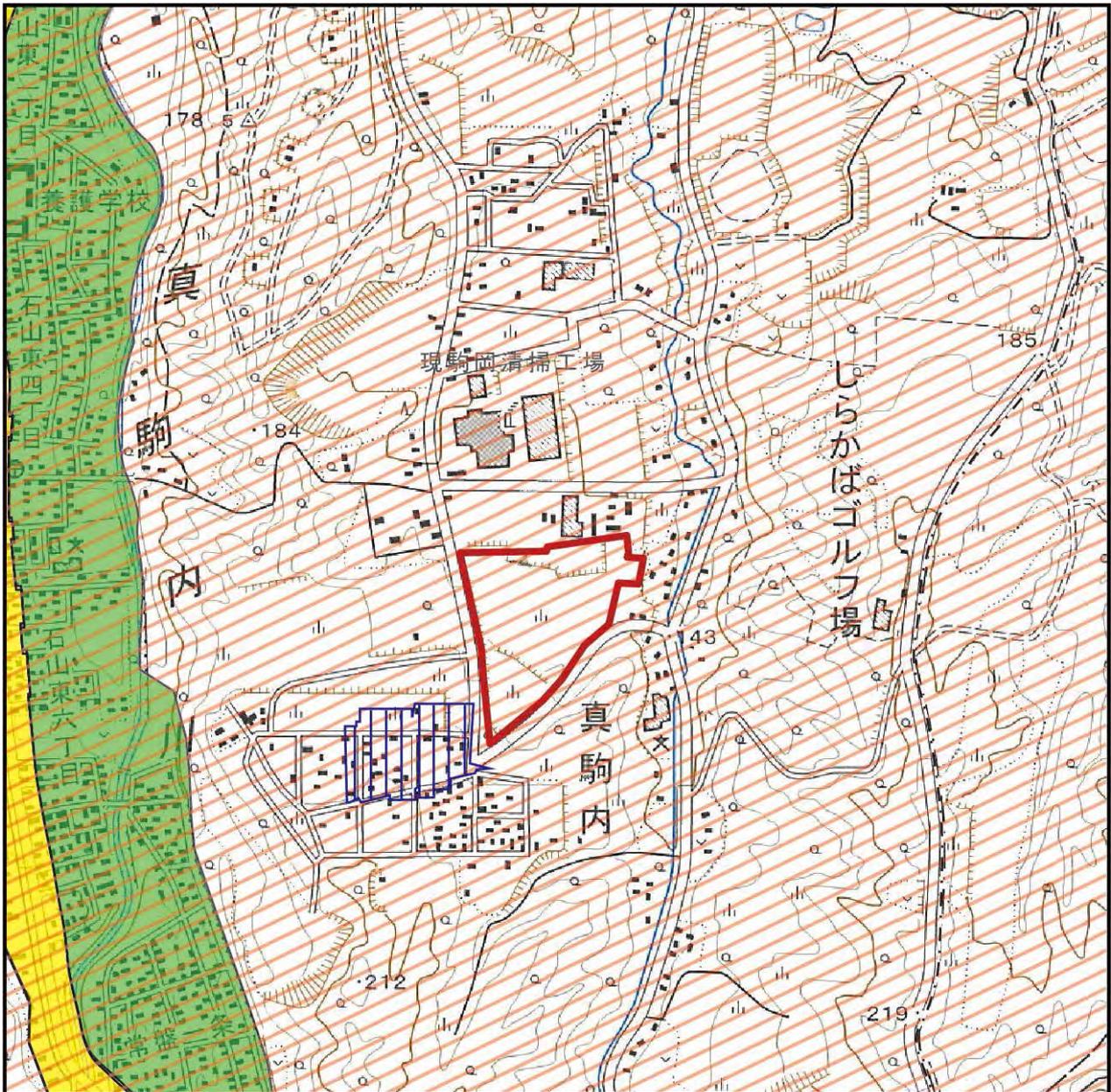
平成26年8月12日現在

名称	面積 (ha)	決定年月日 変更年月日	都市計画 区域区分	決定の内容
真駒内駒岡団地	3.6	平成10年11月20日 平成18年 3月31日	市街化調整区域	低層戸建 住宅地区

88) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「都市計画決定の一覧」(平成26年8月)

89) 札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

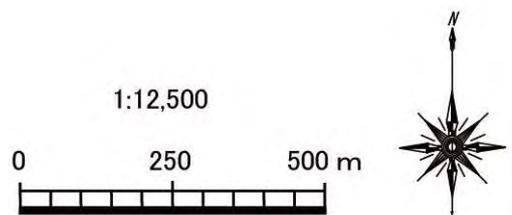
90) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「地区計画決定状況一覧」(平成26年8月)



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	第1種低層住居専用地域
	第1種住居地域
	市街化調整区域
	地区計画区域

図 3-3-1-5  
都市計画区域、用途地域及び  
地区計画区域の指定状況図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の  
地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

## ウ 河川、湖沼、地下水の利用状況

### (ア) 水域利用の状況

#### a 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施区域の周辺における河川等の親水地区については、図 3-3-1-6 に示す精進川の駒岡小学校前の親水護岸（駒岡の水辺）が、水遊び場として整備されている<sup>41)</sup>。

また、真駒内川が平成8年度に、国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」※に登録されている<sup>91)</sup>。

真駒内川水辺の楽校には、地域の小学校の先生やPTA、環境アドバイザー、地域の人々、河川を管理する北海道と札幌市の担当者がボランティアとして参加している<sup>92)</sup>。

真駒内川を自然体験や環境教育の場として親しみ、学ぶ「学校」ではなく、遊びや体験を通した楽しい「楽校」を目指し、環境アドバイザーや専門家を招いて指導を受けるなど、学習面や安全面に配慮した活動を継続実施している。

これまで、春には真駒内川の源流を探すピクニックや植物採集、夏には川遊び、魚とりや虫とり、秋には木工細工、冬には氷の下の魚の観察やツリークライミングなどの活動を行っている<sup>92)</sup>。

41) 札幌市環境局環境都市推進部「水遊び場水質調査地点」(平成26年度)

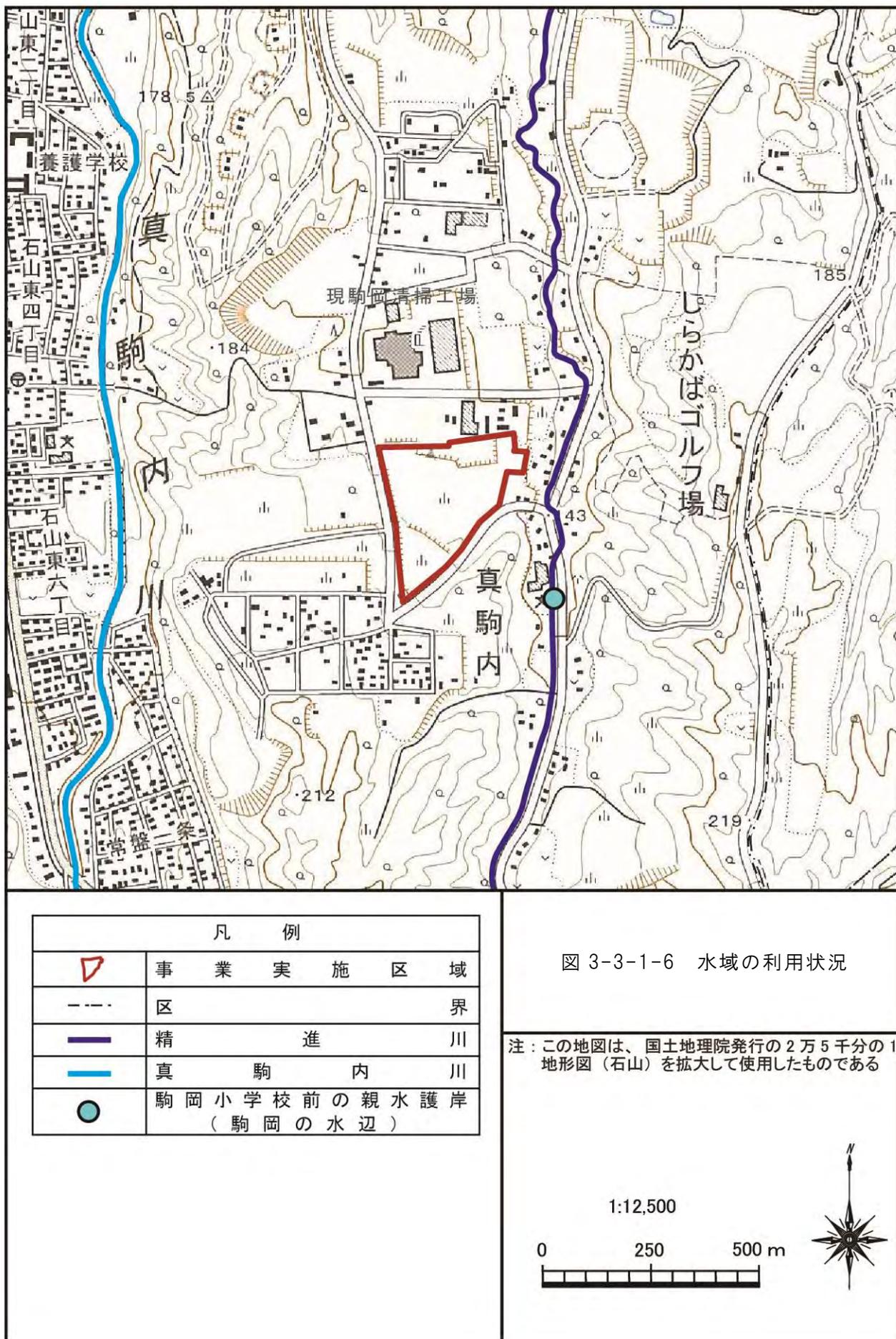
91) 国土交通省水管理・国土保全ホームページ「水辺の楽校登録箇所一覧」

92) 真駒内川水辺の楽校ホームページ

---

※ 水辺の楽校プロジェクトについて

自然環境が豊かな河川を環境学習や自然体験活動のフィールドとして活用するプロジェクトで、水辺での活動を安全かつ充実したものにするために必要な整備を行う。



出典：札幌市環境局環境都市推進部「水遊び場水質調査地点図」(平成26年7月)

(イ) 利水の状況

a 河川の利水の状況

事業実施区域周辺の河川水の利水状況については、精進川及び真駒内川に表 3-3-1-7 の水利権が設定されている<sup>93) 94)</sup>。

最も事業実施区域に近い取水地点は、図 3-3-1-7 に示す精進川の取水点①であり、札幌市による庭園用の利用がある。

表 3-3-1-7 水利権の設定状況<sup>93) 94)</sup>

図中番号	河川名	水利使用者	水利使用目的	取水量 (m <sup>3</sup> /s)	取水地点
①	精進川	札幌市	雑用 (庭園用)	0.00464	札幌市南区 真駒内 632 の 3
—	真駒内川	札幌市	雑用 (修景用水)	0.01755(5/1~10/31)	札幌市南区常盤 76 番地先
—	真駒内川	札幌市農業 協同組合	かんがい (畑)	0.0020 (5/1~8/31)	札幌市南区石山 31 番 2 地先
—	真駒内川	札幌市農業 協同組合	かんがい (水田、畑)	0.0236 (5/1~5/31) 0.0168 (6/1~8/31) 0.0018 (5/1~8/31)	札幌市南区常盤 168 番地先
—	真駒内川	札幌市農業 協同組合	かんがい (水田、畑)	0.0235 (5/1~5/31) 0.0168 (6/1~8/31) 0.0020 (5/1~8/31)	札幌市南区常盤 451 番 9 地先

注：図中番号は、図 3-3-1-7 に対応している。

b 地下水の利用状況

事業実施区域及びその周辺における札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地下水採取事業場を、表 3-3-1-8 及び図 3-3-1-7 に示す<sup>95)</sup>。

南区の 2 事業場とは、現駒岡清掃工場及び札幌市保養センター駒岡を指す。

表 3-3-1-8 札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく

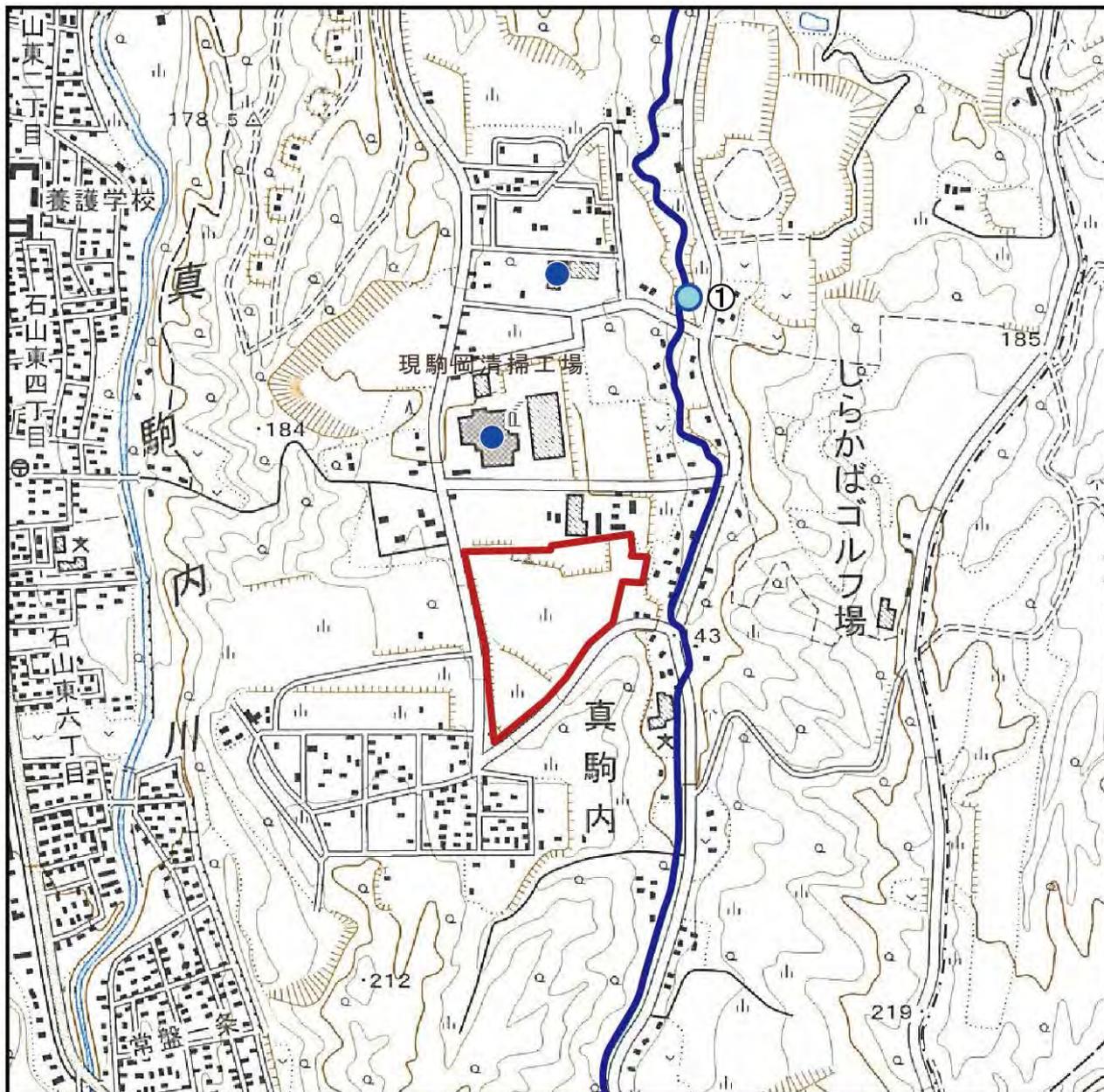
地下水採取事業場届出状況<sup>94)</sup>

該当法令	届出事業場等の数 (地下水採取)		
	事業実施区域及びその周辺		
	南区	豊平区	計
札幌市生活環境の確保に関する条例	2	0	2
合計	2	0	2

93) (社)北海道土木協会「普通河川水利権調書」(平成 13 年 3 月)

94) (社)北海道土木協会「一級水系水利権調書」(平成 13 年 11 月)

95) 札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」(平成 26 年 8 月現在)



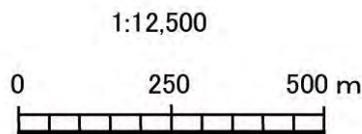
凡 例	
	事業実施区域
	区界
	精進川
	河川における取水地点 (水利権 (①精進川))
	札幌市生活環境確保の条例に 基づく地下水採取事業場

注：图中番号は、本文中の表 3-3-1-7 に対応している。

図 3-3-1-7

河川水及び地下水の採取位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」（平成26年8月現在）

エ 交通の状況

(ア) 交通施設の分布

a 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施区域周辺の主な交通施設を、表 3-3-1-9 及び図 3-3-1-8 に示す<sup>76) 89)</sup>。

国道については、札幌市豊平区から支笏湖へ通じる一般国道 453 号があり、市道については、真駒内滝野線、石山西岡線、駒岡真駒内線、駒岡清掃工場横線、澄川厚別滝野連絡線及び石山西岡南線がある。

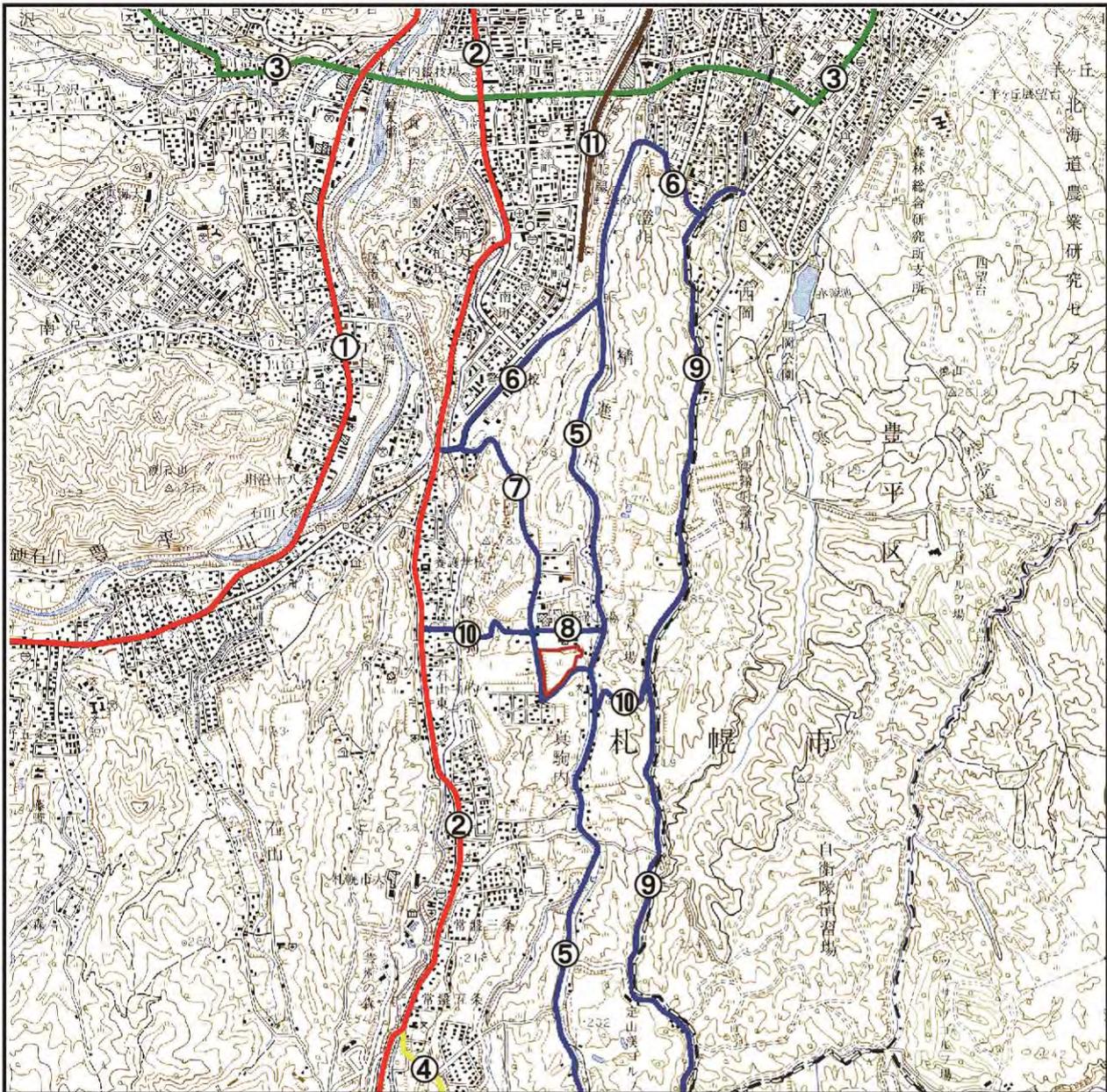
表 3-3-1-9 事業実施区域周辺における交通施設<sup>76) 89)</sup>

項目	区分	図中番号	路線名
交通施設	国 道	①	一般国道 230 号
		②	一般国道 453 号
	道 道	③	主要道道西野真駒内清田線
		④	一般道道真駒内御料札幌線
	市 道	⑤	市道真駒内滝野線
		⑥	市道石山西岡線
		⑦	市道駒岡真駒内線
		⑧	市道駒岡清掃工場横線
		⑨	市道澄川厚別滝野連絡線
		⑩	市道石山西岡南線
	地下鉄道	⑪	札幌市高速電車(地下鉄)南北線

注：図中番号は、図 3-3-1-8 に対応している。

76) 昭文社「スーパーマップル北海道道路地図 2014 年版」(平成 26 年 3 月)

89) 札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」



凡 例			
	事業実施区域		
	区界		
	国 道		市 道
	主 要 道 道		地 下 鉄
	一 般 道 道		
①	一般国道230号	⑦	市道駒岡真駒内線
②	一般国道453号	⑧	市道駒岡清掃工場横線
③	主要道道西野真駒内清田線	⑨	市道澄川厚別滝連絡線
④	一般道道真駒内御料札幌線	⑩	市道石山西岡南線
⑤	市道真駒内滝野線	⑪	札幌市高速電車(地下鉄)南北線
⑥	市道石山西岡線		

注：图中番号は、本文中の表3-3-1-9に対応している。

図 3-3-1-8 交通網図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（石山）を使用したものである

1:50,000

0 1 2km

b 主要道路の交通量

主要道路の交通量は、表 3-3-1-10 及び表 3-3-1-11 のとおりであり、調査地点を図 3-3-1-9 及び図 3-3-1-10 に示す。

事業実施区域周辺の市道では、交通量の調査は行われていない<sup>96) 97) 98) 99) 100)</sup>。

表 3-3-1-10 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）<sup>97) 98) 99)</sup>

路線名	一般国道 230 号		一般国道 453 号		主要道道 西野真駒内 清田線	一般道道 真駒内 御料札幌線
	①	②	③	④	⑤	⑥
図中番号						
地点名	南区石山 1条5丁目	南区川沿 2条1丁目	南区真駒内 曙町2丁目	南区常盤 4条1丁目2	南区真駒内 上町1丁目	南区滝野 (清田区有明)
年度						
平成 11 年度	—	—	29,216	11,130	19,357	5,855
平成 17 年度	26,780	45,492	27,160	10,020	19,426	5,328
平成 22 年度	25,731	41,098	23,491	7,900	17,389	5,068

注 1：斜文字は、推定値である。「—」は測定されていないことを示す。

2：図中番号は、図 3-3-1-9 に対応している。

3：交通量の単位は、台/24 時である。

96) 北海道開発局「平成 11 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

一般交通量調査箇所別基本表」（平成 13 年 6 月）

97) 北海道開発局「平成 17 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

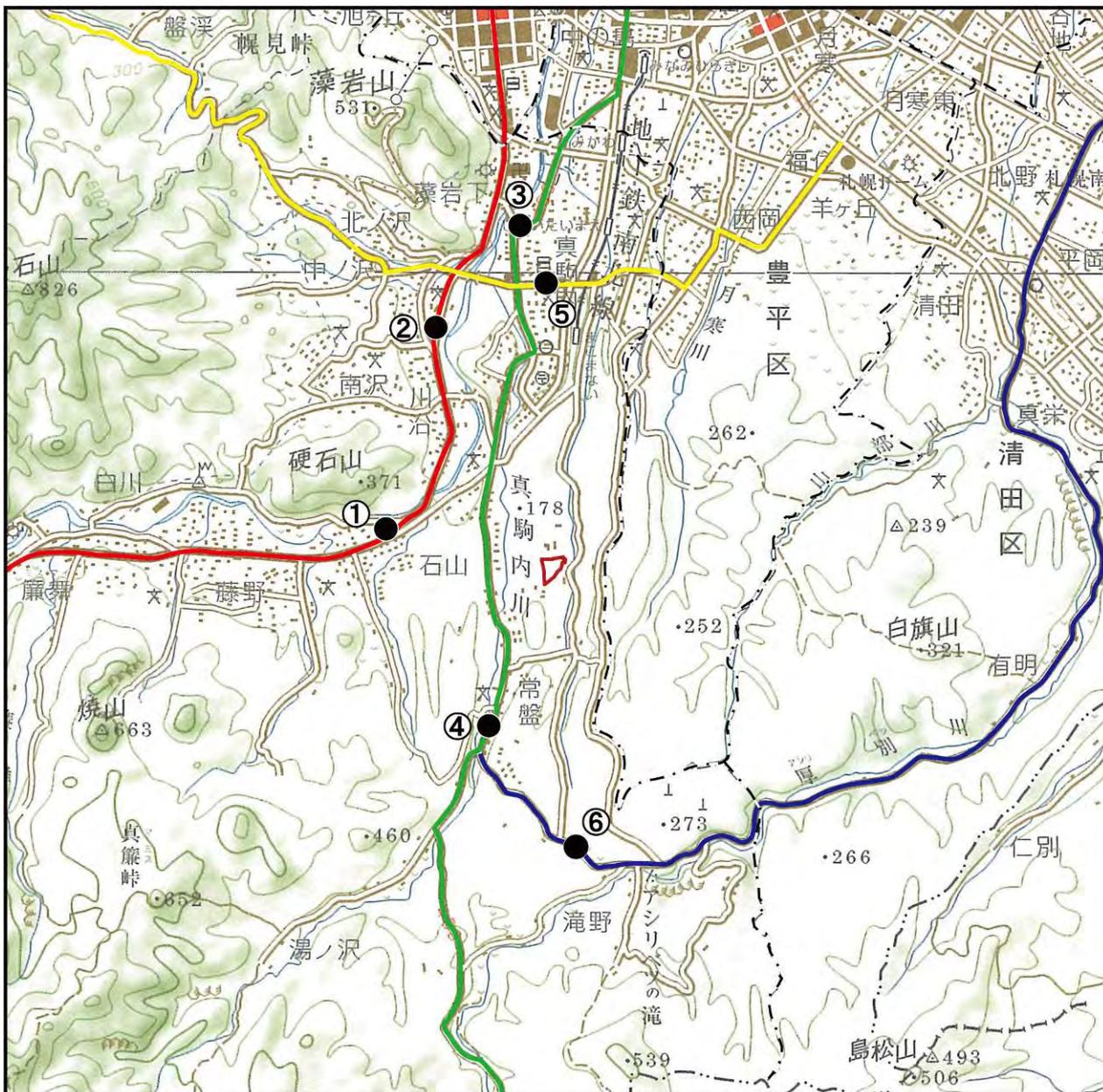
一般交通量調査箇所別基本表」（平成 19 年 9 月）

98) 国土交通省「平成 22 年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

一般交通量調査箇所別基本表」（平成 24 年 12 月）

99) 札幌市企画調整局「交通量調査集計結果表」（平成 6 年～平成 16 年）

100) 札幌市市民まちづくり局「交通量調査集計結果表」（平成 19 年度～平成 25 年度）

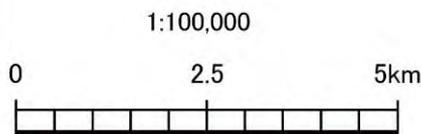


凡 例			
	事業実施区域		
	区 界		
	一般国道230号		
	一般国道453号		
	主要道道西野真駒内清田線		
	一般道道真駒内御料札幌線		
	交通量調査地点		
①	南区石山 1条5丁目	④	南区常盤 4条1丁目2
②	南区川沿 2条1丁目	⑤	南区真駒内 上町1丁目
③	南区真駒内 曙町2丁目	⑥	南区滝野 (清田区有明)

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-10に対応している。

図3-3-1-9  
交通量調査地点位置図  
(道路交通センサス)

注：この地図は、国土地理院発行の20万分の1  
地勢図(札幌)を拡大して使用したものである



出典：北海道開発局「平成17年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成19年8月)  
国土交通省「平成22年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成24年12月)

表 3-3-1-11 主要な交通施設の交通量（札幌市交通量調査）<sup>99) 100)</sup>

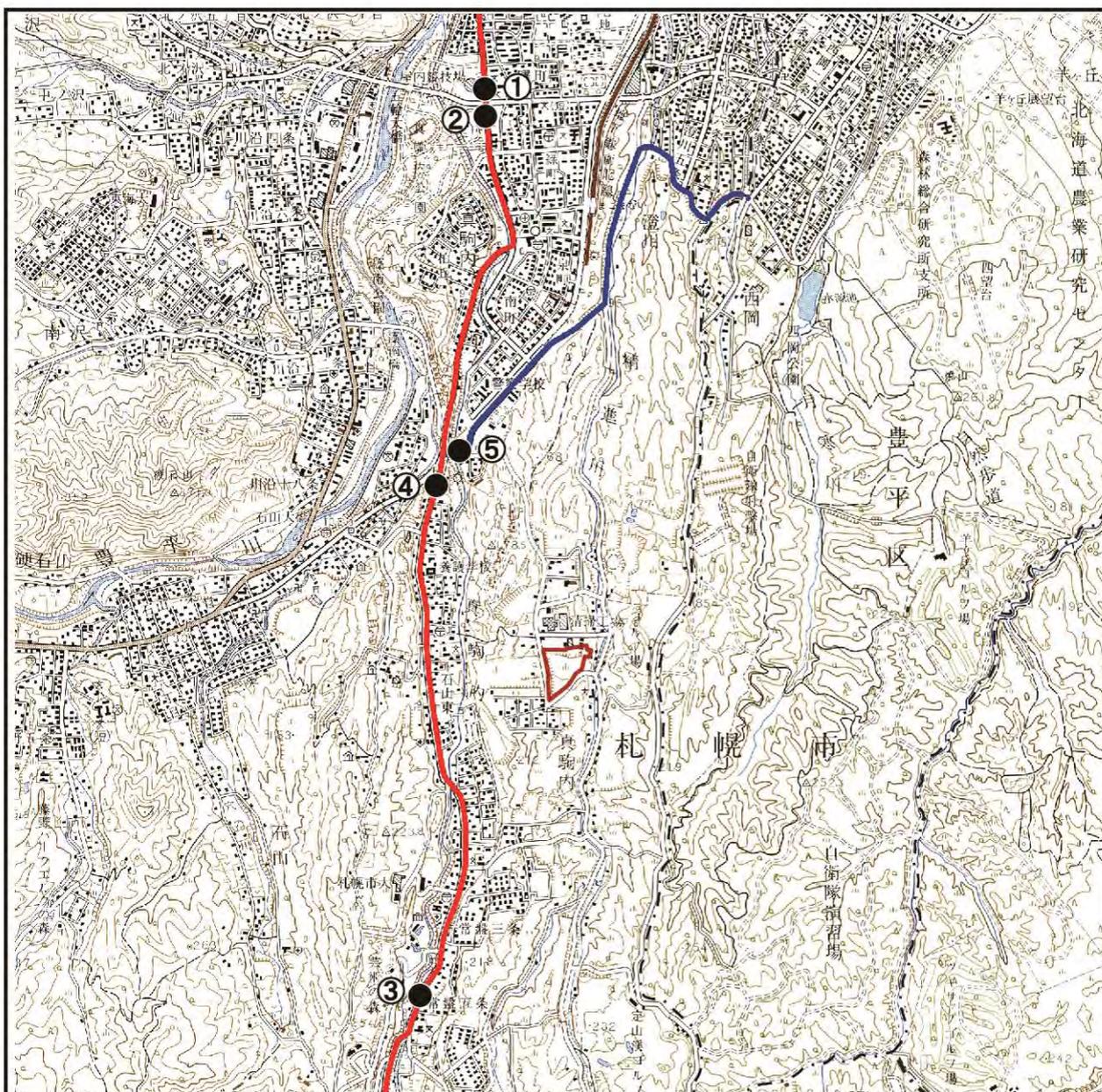
路線名	一般国道 453 号				市道石山 西岡線
図中番号	①	②	③	④	⑤
地点名 年度	南区真駒内 曙町2丁目	南区 真駒内公園	南区常盤 4条1丁目	南区石山東 1丁目	南区石山東 1丁目
平成 6 年度	—	—	—	—	10,494
平成 13 年度	—	—	6,815	—	8,594
平成 14 年度	—	—	9,446	—	—
平成 16 年度	18,334	17,339	—	—	—
平成 17 年度	—	—	—	14,069	8,391
平成 18 年度	—	—	7,340	—	—
平成 19 年度	19,128	18,031	7,937	—	—
平成 20 年度	17,767	16,972	7,617	—	—
平成 21 年度	—	—	5,707	—	—
平成 22 年度	—	—	4,852	—	—
平成 23 年度	—	—	6,927	—	—
平成 24 年度	—	—	5,739	—	—
平成 25 年度	—	—	5,304	—	—

注 1：図中番号は、図 3-3-1-10 に対応している。

2：交通量の単位は、台/12時である。

99) 札幌市企画調整局「交通量調査集計結果表」（平成 6 年～平成 16 年）

100) 札幌市市民まちづくり局「交通量調査集計結果表」（平成 19 年度～平成 25 年度）

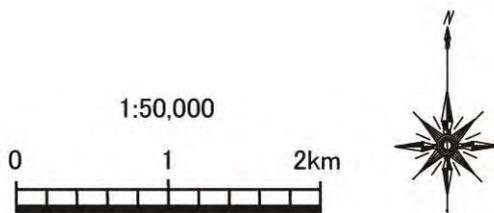


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	一般国道453号
	市道石山西岡線
	交通量調査地点
①	南区真駒内曙町2丁目
②	南区真駒内公園
③	南区常盤4条1丁目
④	南区石山東1丁目
⑤	南区石山東1丁目

注：图中番号は、本文中の表 3-3-1-11 に対応している。

図 3-3-1-10  
交通量調査地点位置図  
(札幌市交通量調査)

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1  
地形図(石山)を使用したものである



(イ) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係るアクセス状況

a ヒアリング調査の概要

主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係るアクセス状況を把握するために、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の概要を表 3-3-1-12 に示す。

調査対象とする人と自然との触れ合い活動の場は、市街地からアクセスする際に、事業実施区域周辺を走行する可能性がある「滝野すずらん丘陵公園」及び「札幌芸術の森」の2か所とした。

調査事項については、アクセス状況に係る各施設へのアクセス方法、利用頻度、アクセス路とした。

表 3-3-1-12 ヒアリング調査の概要

調査日	調査地点	調査事項		
		アクセス方法	利用頻度	アクセス路
平成 27 年 8 月 22 日 (土)	・滝野すずらん 丘陵公園 ・札幌芸術の森	・自家用車 ・バス ・その他 の中から選択	・月 1 回以上 ・2~3 ヶ月に 1 回程度 ・半年に 1 回程度 ・年に 1 回 ・数年に 1 回 ・初めて の中から選択	いくつかのアクセス路を示し、その中から選択

b ヒアリング調査の結果

各公園へのアクセス方法の調査結果を表 3-3-1-13 に示す。

各公園へのアクセス方法はほとんどが自家用車であった。

各公園の利用頻度の調査結果を表 3-3-1-14 に示す。滝野すずらん公園の利用頻度は2～3 ヶ月に1回程度という回答が最も多く、利用のリピーターが多い傾向がみられた。一方、札幌芸術の森は利用頻度は数年に1回及び初めてという回答が多く、滝野すずらん公園に比べて利用頻度は少ないという傾向がみられた。

各公園へのアクセス路の調査結果とアクセス路の選択肢を表 3-3-1-15 及び図 3-3-1-11(1)～(2)に示す。滝野すずらん公園へのアクセス路は①真駒内通経由～道道 341 号(西)経由のルートが最も多く、札幌芸術の森へのアクセス路は①真駒内通(北)経由のルートが最も多かった。

表 3-3-1-13 各公園へのアクセス方法

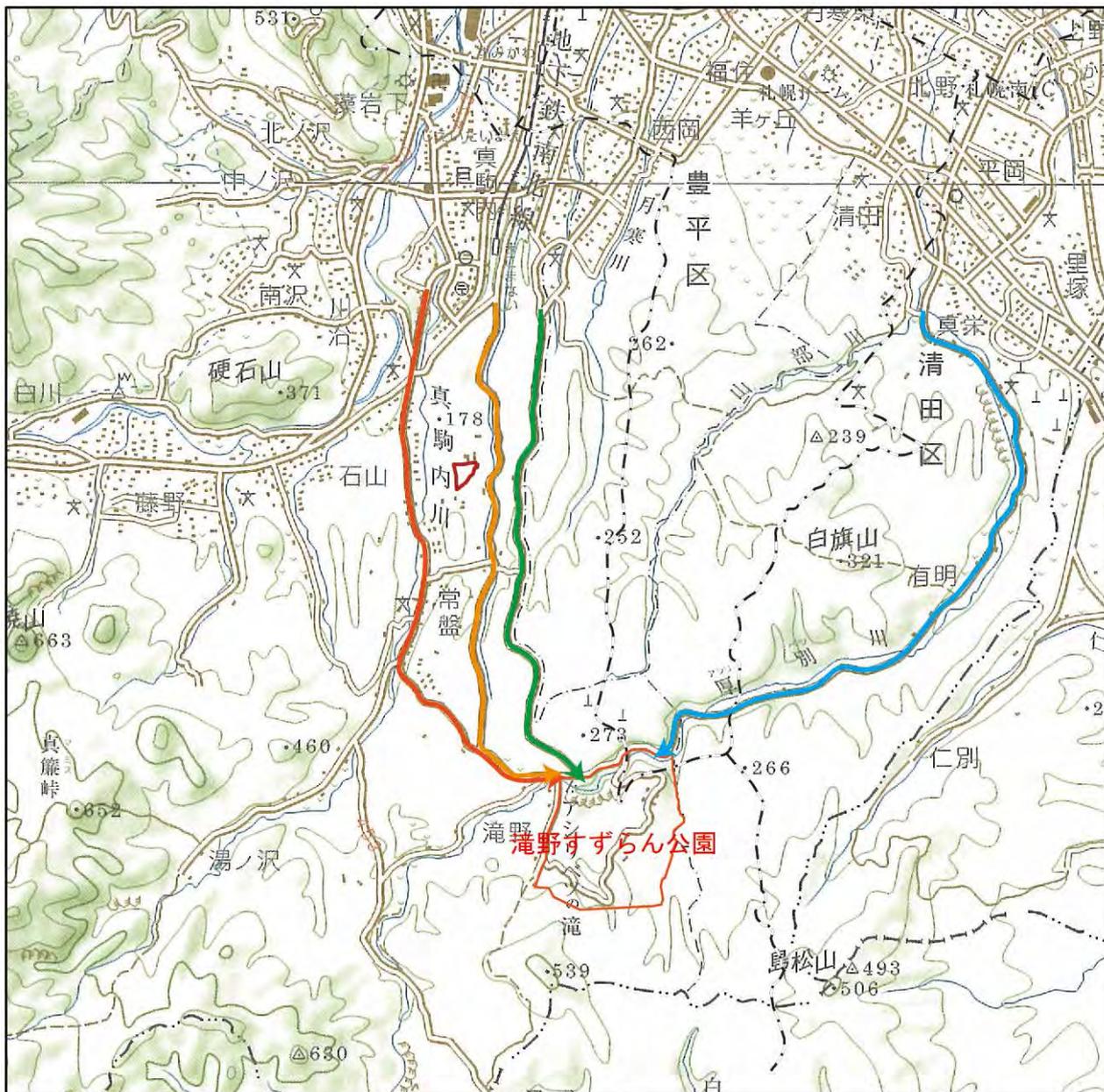
交通手段	滝野すずらん公園		札幌芸術の森	
自家用車	35 台	97.2%	23 台	95.8%
バス	1 台	2.8%	1 台	4.2%
その他	0 台	0.0%	0 台	0.0%
合計	36 台	100.0%	24 台	100.0%

表 3-3-1-14 各公園の利用頻度

利用頻度	滝野すずらん公園		札幌芸術の森	
月1回以上	6 人	16.7%	1 人	4.0%
2～3 ヶ月に1回程度	8 人	22.2%	3 人	12.0%
半年に1回程度	6 人	16.7%	3 人	12.0%
年に1回程度	6 人	16.7%	4 人	16.0%
数年に1回	6 人	16.7%	9 人	36.0%
初めて	4 人	11.1%	5 人	20.0%
合計	36 人	100.0%	25 人	100.0%

表 3-3-1-15 各公園へのアクセス路

利用施設	利用路線	回答者数	比率
滝野すずらん公園	①真駒内通～道道 341 号(西)経由	13 人	36.1%
	②道道 341(西)経由	4 人	11.1%
	③澄川厚別滝連絡線経由	2 人	5.6%
	④道道 341(東)経由	16 人	44.4%
	⑤その他	1 人	2.8%
	合計	36 人	100.0%
札幌芸術の森	①真駒内通(北)経由	14 人	56.0%
	②真駒内滝野線経由	2 人	8.0%
	③澄川厚別滝連絡線経由	2 人	8.0%
	④真駒内通(南)経由	7 人	28.0%
	合計	25 人	100.0%



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	①真駒内通～道道341号（西）経由
	②道道341号（西）経由
	③澄川厚別滝連絡線経由
	④道道341号（東）経由

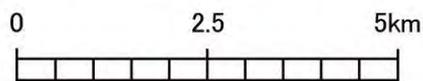
注：図中番号は、本文中の表 3-3-1-15 に対応している。

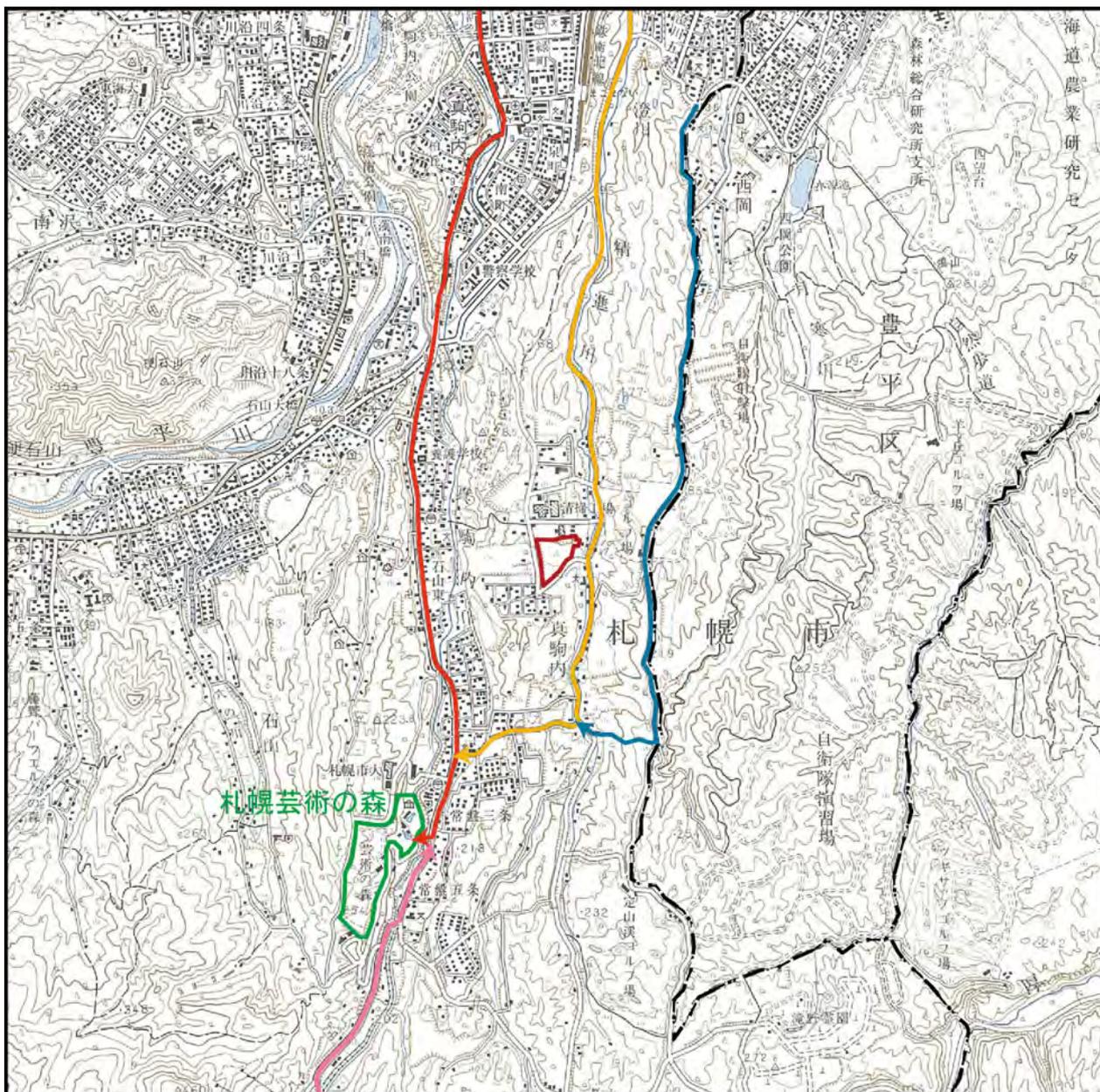
図 3-3-1-11

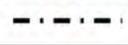
滝野すずらん公園へのアクセス路

注：この地図は、国土地理院発行の 20 万分の 1 地勢図（札幌）を拡大して使用したものである

1:100,000



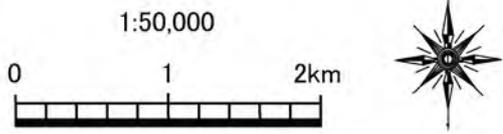


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	① 真駒内通（北）経由
	② 真駒内滝野線経由
	③ 澄川厚別滝連絡線経由
	④ 真駒内通（南）経由

注：図中番号は、本文中の表 3-3-1-15 に対応している。

図 3-3-1-12  
札幌芸術の森へのアクセス路

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（石山）を使用したものである



オ 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

(ア) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

a 学校の分布

事業実施区域の周辺における学校の分布状況を、表 3-3-1-16 及び図 3-3-1-13 に示す<sup>101) 102)</sup>。

事業実施区域に最も近い「札幌市立駒岡小学校」は、敷地境界から約 200m の距離にある。

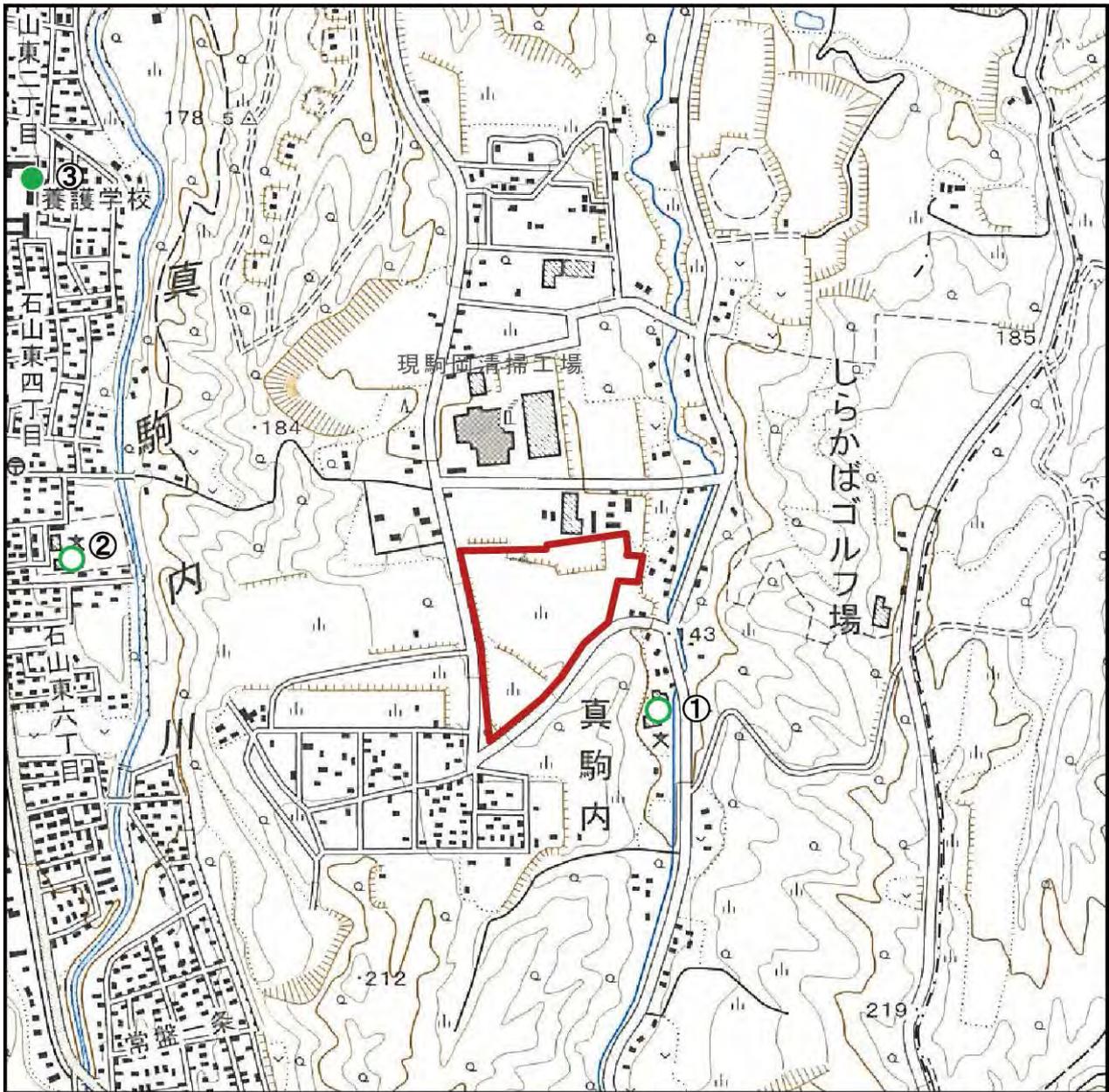
表 3-3-1-16 事業実施区域の周辺における学校<sup>101) 102)</sup>

図中 番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	学 校	札幌市立駒岡小学校	約 200m
②		札幌市立石山東小学校	約 630m
③	特別支援学校	北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	約 1,050m

注：図中番号は、図 3-3-1-13 に対応している。

101) 札幌市教育委員会「札幌市立学校・幼稚園一覧」(平成 26 年 4 月)

102) 北海道教育委員会「平成 26 年度 特別支援教育」(平成 26 年 10 月)

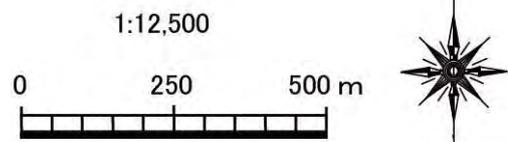


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	学 校
	特 別 支 援 学 校
①	札幌市駒岡小学校
②	札幌市立石山東小学校
③	北海道札幌養護学校 もなみ学園分校

注：图中番号は、本文中の表 3-3-1-16 に対応している。

図 3-3-1-13 学校の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（平成 26 年 4 月）

b 医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3-3-1-17 及び図 3-3-1-14 に示す<sup>103)</sup>。

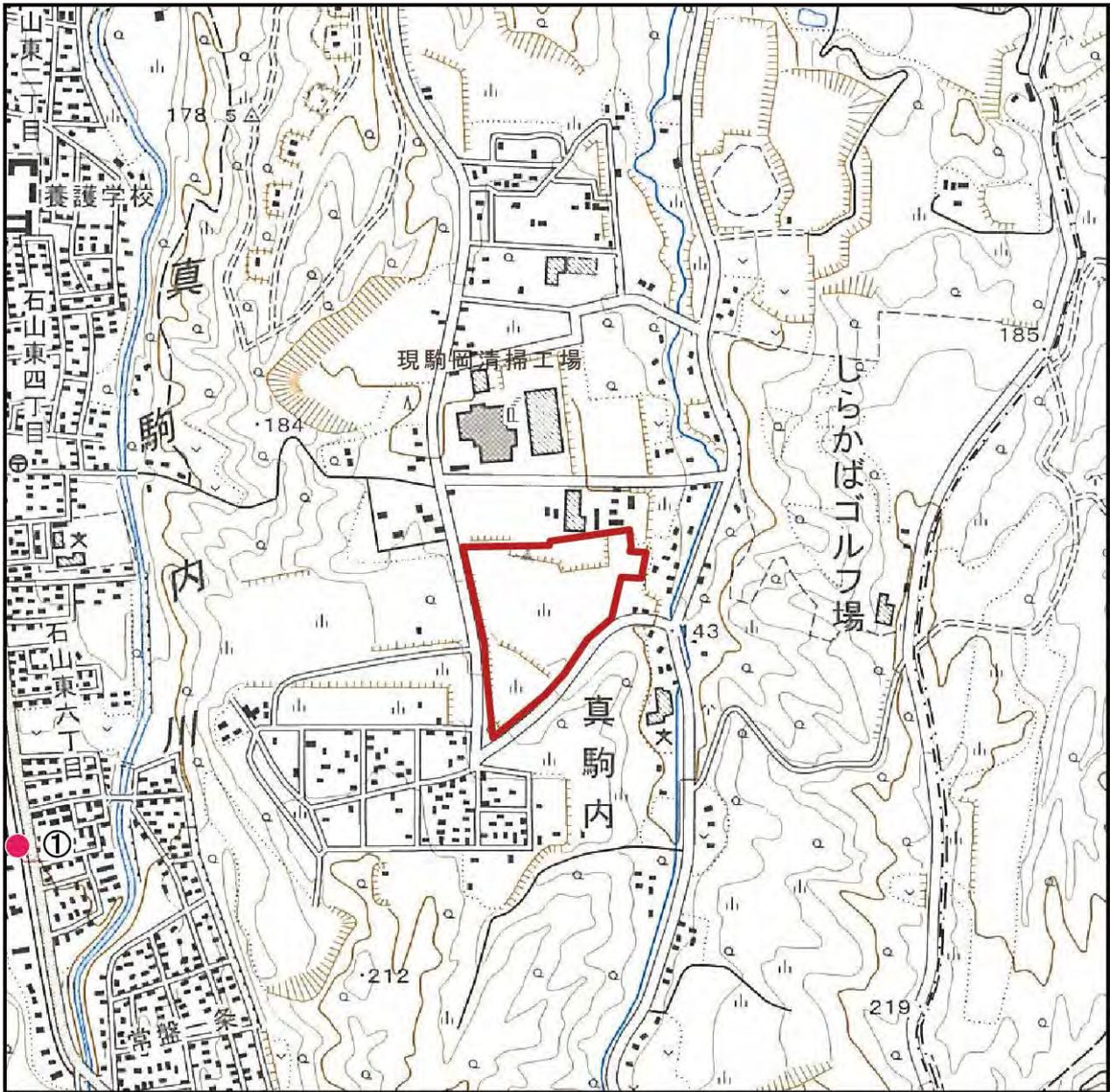
事業実施区域に最も近い「札幌南病院」は、敷地境界から約 880m の距離にある。

表 3-3-1-17 事業実施区域周辺における医療施設<sup>103)</sup>

図中 番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	病院	医療法人大空 札幌南病院	約 880m

注：図中番号は、図 3-3-1-14 に対応している。

103) 札幌市保健福祉局保健所「医療機関名簿（南区）」（平成 26 年 4 月）

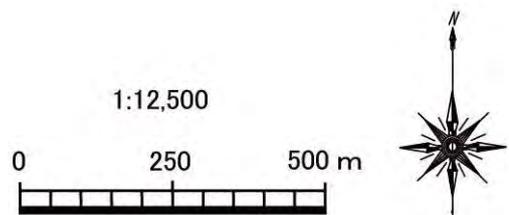


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	病院
①	医療法人大空札幌南病院

注：图中番号は、本文中の表 3-3-1-17 に対応している。

図 3-3-1-14 医療施設の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市保健福祉局保健所「医療機関名簿(南区)」(平成 26 年 4 月)

c 社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3-3-1-18 及び図 3-3-1-15 に示す<sup>74)</sup> <sup>104)</sup>。

事業実施区域に最も近い「札幌市保養センター駒岡」は、敷地境界から約 500m の距離にある。

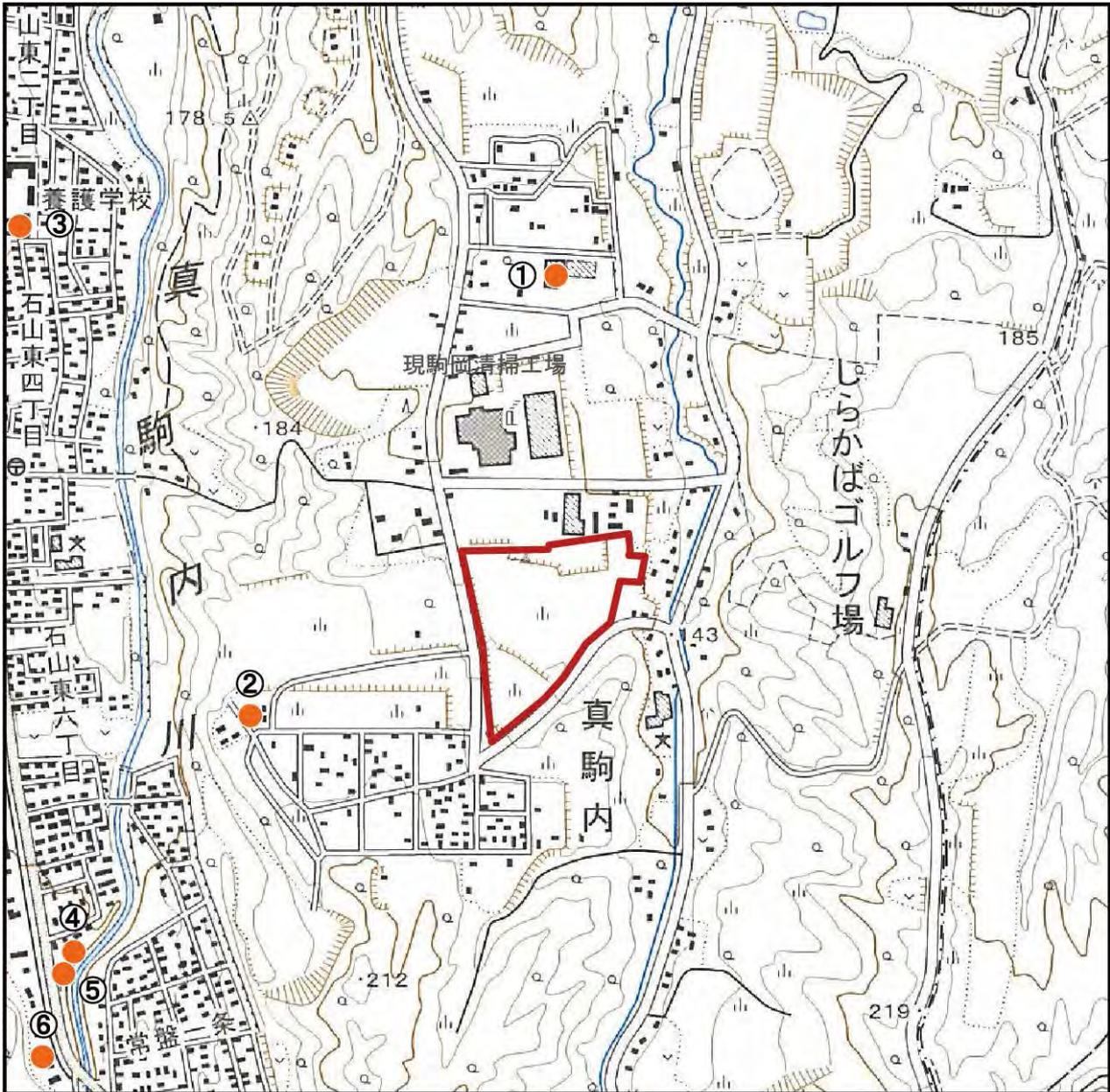
表 3-3-1-18 事業実施区域周辺における社会福祉施設<sup>74)</sup> <sup>104)</sup>

図中 番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	老人休養ホーム	札幌市保養センター駒岡	約 500m
②	障がい者 福祉施設	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部	約 440m
③		社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福祉型障がい児入所施設 もなみ学園	約 1,000m
④	老人福祉施設	有限会社 優和サービスデイサービスふれあい	約 880m
⑤		有限会社 優和サービスデイサービスふるさと	約 880m
⑥		社会福祉法人北海道ハピネス 和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森	約 1,000m

注：図中番号は、図 3-3-1-15 に対応している。

74) 札幌市南区「南区ガイド&MAP」(平成 26 年 4 月)

104) 札幌市保健福祉局保健所「社会福祉法人一覧」(平成 26 年 4 月)

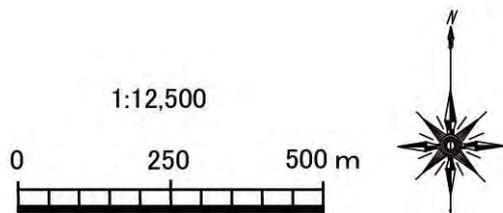


凡 例	
	事業実施区域
	区界
	社会福祉施設
①	札幌市保養センター駒岡
②	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部
③	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福祉型障がい児入所施設 もなみ学園
④	(有) 優和サービスデイサービスふれあい
⑤	(有) 優和サービスデイサービスふるさと
⑥	社会福祉法人北海道ハピネス和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森

注：图中番号は、本文中の表 3-3-1-18 に対応している。

図 3-3-1-15 社会福祉施設の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市保健福祉局保健所「社会福祉法人一覧」（平成 25 年 4 月）  
 札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（平成 26 年 4 月）

(イ) 住宅の配置

a 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（平成17年国勢調査 DID 区域）を図3-3-1-16に示す<sup>71)</sup>。

事業実施区域周辺においては、南側に真駒内駒岡団地があるほか、西側の石山東や常盤に住宅地がある。

b 事業実施区域の周辺の人家

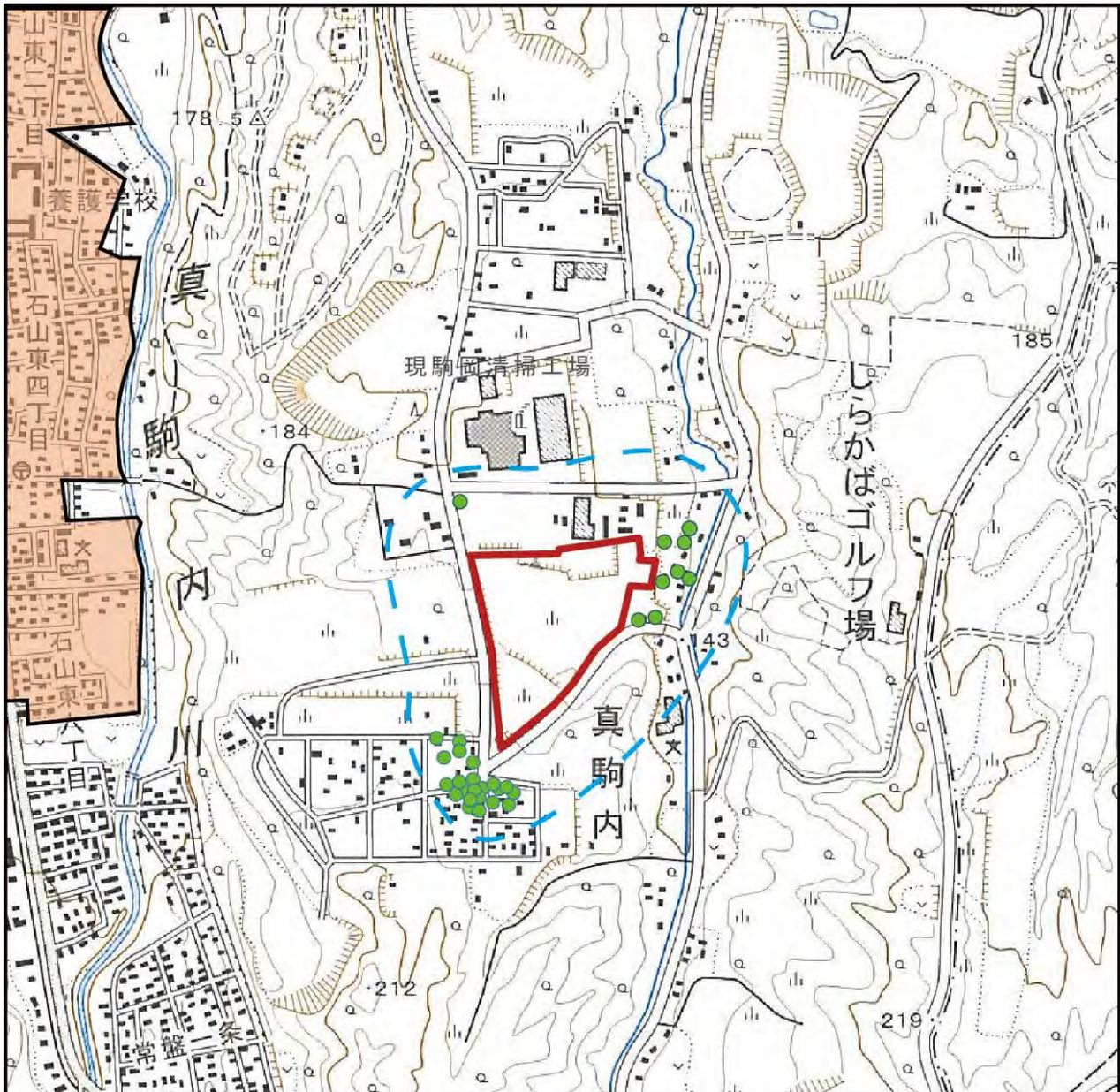
事業実施区域の敷地境界から周辺100mの範囲に分布する人家の状況を、図3-3-1-14に示す<sup>105)</sup>。

南西方向の駒岡団地及び東方向の精進川沿いに多く立地しており、西方向と南東方向には人家がほとんどない。敷地境界から100m範囲内には約30軒の人家があり、東側敷地境界に最寄りの人家が隣接している。

なお、敷地境界から100m範囲の人家の状況を把握した理由は、『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について』（環境省、公布日：平成18年9月4日）における騒音及び振動の調査対象地域の設定について、「対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね100mまでの範囲とする（振動も同じ考え方）」とされていることを参考にした。

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）

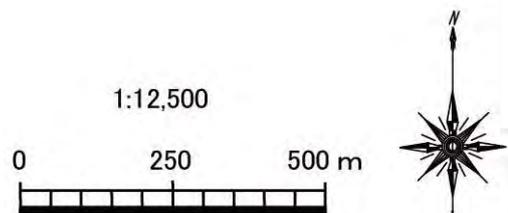
105) ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」（平成26年7月版）



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	人口集中地区 (平成17年国勢調査DID地区)
	事業実施区域の周辺 100m範囲に立地する人家

図 3-3-1-16  
 人口集中地区及び  
 周辺 100m 範囲にある人家

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成23年4月）  
 ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」（平成26年7月版）

カ 下水道の整備の状況

(ア) 下水道の整備状況

札幌市全体、札幌市南区及び豊平区の下水道の整備状況及び処理人口を、表3-3-1-19に示す<sup>82)</sup>。

事業実施区域及びその周辺内の下水道処理区域は図3-3-1-17のとおりで、事業実施区域は下水道処理区域外であるが、付近には下水道の分流管きよ（汚水幹線及び汚水枝線）及び圧送管（汚水）がある<sup>106)</sup>。

表 3-3-1-19 下水道の整備状況及び処理人口<sup>82)</sup>

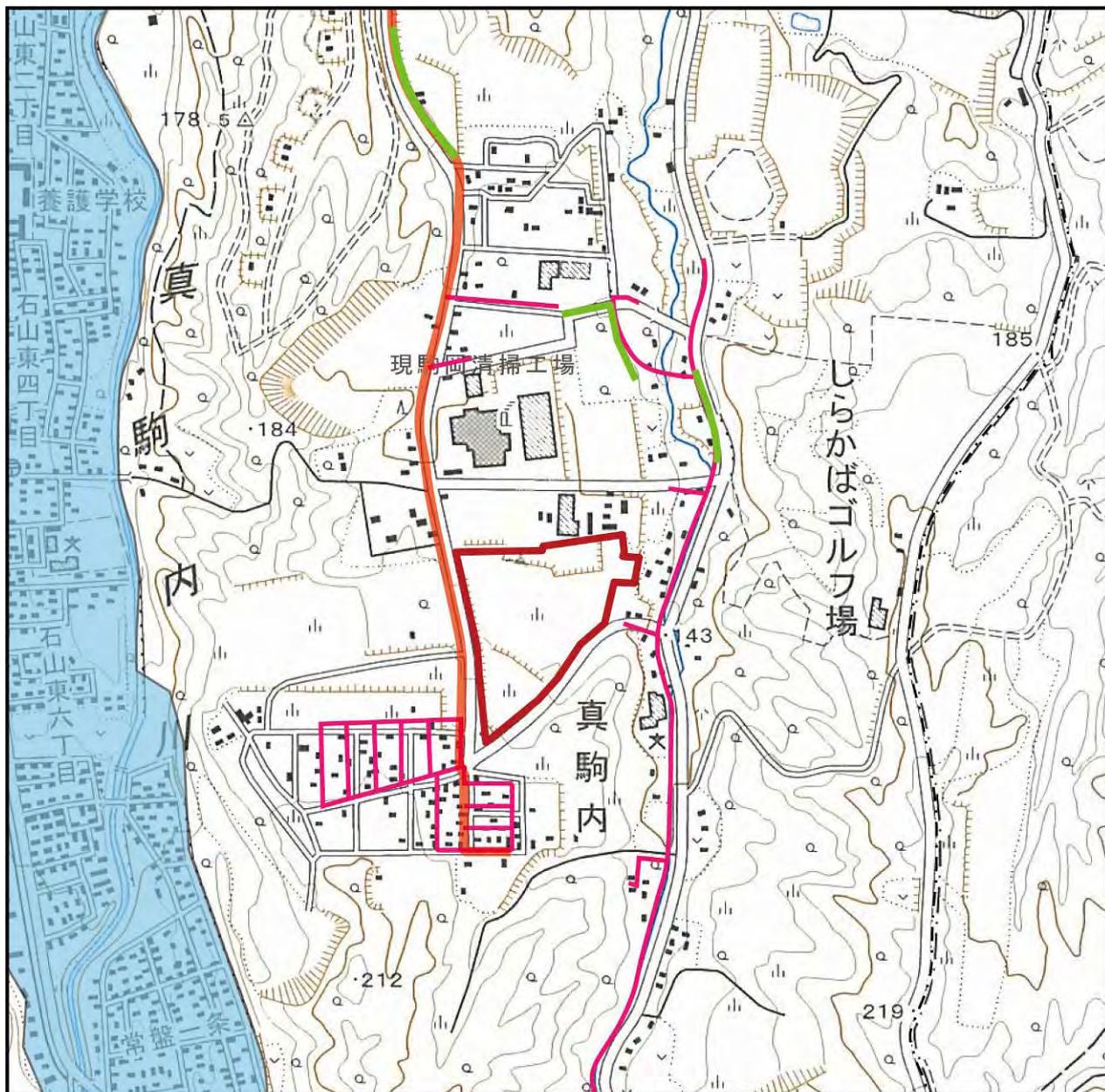
平成 25 年 3 月 31 日現在

対象区	管きよ延長 (km)	総人口(A) (千人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A) (%)
札幌市	8,192.3	1,928.8	24,685	1,923.7	99.7
南区	—	144.1	2,456	142.0	98.5
豊平区	—	215.7	2,145	215.6	99.9

注：総人口は 10 月 1 日現在の人口である。

82) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 平成 25 年版」(平成 26 年 3 月)

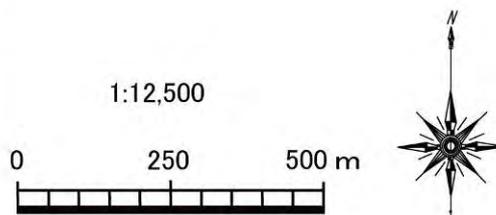
106) 札幌市建設局下水道管理部「公共下水道の供用及び処理開始告示区域図その 2」(平成 25 年 11 月)



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	下水道処理区域
	分流管きよ(汚水幹線)
	分流管きよ(汚水枝線)
	圧送管(汚水)

図 3-3-1-17 下水道の整備状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(石山)を拡大して使用したものである



出典：札幌市建設局下水道管理部「公共下水道の供用及び処理開始告示区域図その2」(平成25年11月)

キ 大気中のダイオキシン類の状況

(ア) 廃棄物焼却施設から大気中に排出されるダイオキシン類

全国の廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の総量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されて以来、処理方法の改善や広域化が進み、減少し続けている。

最近の一般廃棄物処理施設からの年間排出総量は 30g/年程度で、約 10 年間横ばい状況ではあるが、15 年前の 0.9%まで減少している。

(イ) 札幌市内の一般環境大気中のダイオキシン類

札幌市内における大気中ダイオキシン類の観測結果を、図 3-3-1-18 に示す<sup>14)</sup>。

札幌市内測定局における大気中ダイオキシン類の濃度は、概ね減少から横ばい傾向にあり、平成 14 年測定開始以来環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> (縦軸最大値が 0.1 のため未表示) を達成している。

事業実施区域に近い啓北商業高校 (紫線) 及び常盤中学校 (赤線) の状況は、先の表 3-2-1-7 (p. 3-18) で記載し、現駒岡清掃工場の周辺地点に該当するが、他の地点と比較しても概ね低い値で推移している。

啓北商業高校及び常盤中学校の位置については、先の図 3-2-1-7 (p. 3-19) に示した。

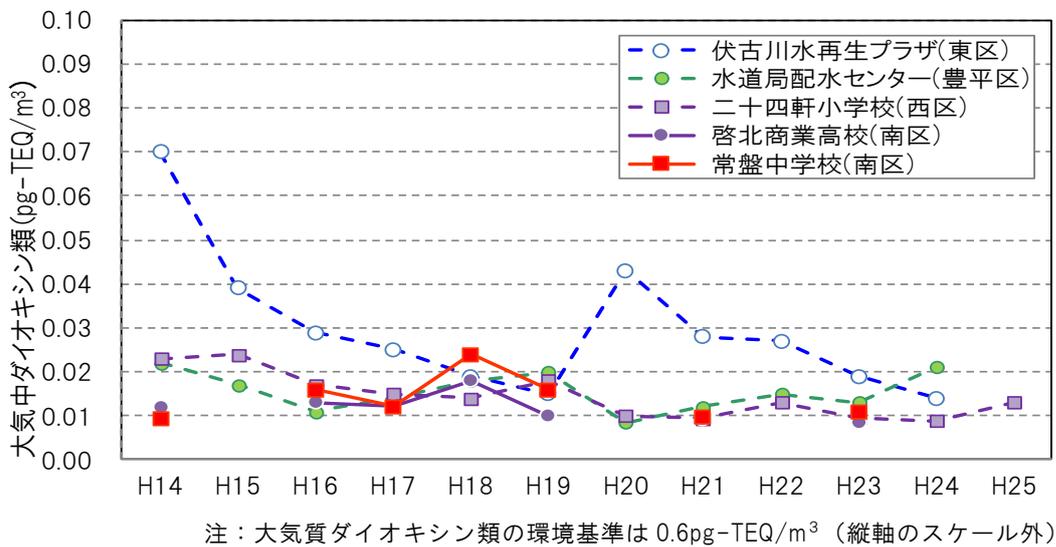


図 3-3-1-18 一般環境大気の継続調査地点のダイオキシン類濃度

14) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(平成15年度～平成25年度)